

# 令和8年度「わがまち元気創出」支援事業 募集要項

公益を目的とした自主性のある市民活動の創出や、市民活動団体の自立化に向けた支援を目的とした、市民が主役のまちづくり事業の展開のため、皆様方からのご応募をお待ちしております。

## 対馬市「わがまち元気創出」支援事業補助金

### ○ 応募方法

募集期間	市民特認事業、認可事業 令和8年4月14日（火）～令和8年5月22日（金）17時※必着
提出場所	対馬市役所 4階（地域づくり課） または各振興部・行政サービスセンター窓口
提出書類	市民特認事業 … P.5～8 及び 関係書類（見積書、現況写真等） 認可事業 … P.5～7 及び 関係書類（見積書、現況写真等）

※ 申請書等の様式につきましては、市ホームページからダウンロードいただくか、地域づくり課（0920-53-6207(直通)）までご連絡ください。

### ○ 事業の種類

区 分	補助対象概要
市民特認事業	本事業の趣旨である市民が自ら考え自ら実践する人づくり、地域づくり事業
認可事業	
① 地域資源活用促進事業	地区の自然を活かしたイベントなど、地区住民の交流推進活動を支援し、地域の活性化を図る事業
② 地域コミュニティ強化事業	地区に伝わる風習、祭り等の伝統行事など地区住民のコミュニティ活動を支援し、地域の連帯意識の高揚を図る事業及び世代間のふれあいを促進する事業
③ 地域形成事業	(1) 地域内の後継者・担い手対策に取り組む事業 (2) 地域内の施設整備事業 (3) 地域内公共施設などの環境美化活動事業
④ 地域サロン整備事業	行政区及び行政区域を統括する区長会及び小学校区が策定した「地域づくり計画」及び「行動宣言」に基づき、1行政区において一カ所を原則として、地域内の空き家や空き店舗等を活用し、行政区及び行政区域を統括する区長会が運営する「地域サロン」、又は同団体から委託を受けた同地域内の団体が運営する「地域サロン」の整備に取り組む事業

○ 補助金の額

区 分	補 助 対 象 額
市民特認事業	承認事業費から特定財源(事業による収入とみなされるもの)を差し引いた額の全額とし、100万円が上限。 ただし、備品購入費については、1/3を乗じた額が補助対象額。
認可事業	【地域づくり計画に基づき実施するもの】 承認事業費から特定財源を差し引いた額の9/10を乗じた額以内とし、50万円が上限。
地域資源活用促進事業	
地域コミュニティ強化事業	【上記以外のもの】 承認事業費から特定財源を差し引いた額の3/4を乗じた額以内とし、50万円が上限。
地域形成事業	
地域サロン整備事業	承認事業費から特定財源を差し引いた額の9/10を乗じた額以内とし、50万円が上限。 ただし、備品購入費については、備品購入に係る承認事業費の1/2を乗じた額。
<u>「地域づくり計画」及び</u> <u>「行動宣言」策定地区限定</u>	本事業に限り、次の費用を補助対象とします。 ・整備にかかる人件費(地域住民では担えない労務費) 例：給排水設備工事及び配電工事など ただし、次の費用は補助対象外とします。 ・物件所有者への賃借料 ・補助整備後の修繕にかかる費用

○ 審査方法

区 分	審 査 概 要
市民特認事業	公開審査会において、申請者からパワーポイントによる申請事業のプレゼンテーションを行っていただき、市民審査委員により審査します。(プレゼンテーション資料作成や日程調整など、審査にかかる準備物については申請者に別途ご連絡します。)なお、採用された事業については、次年度の公開審査会の折に、実績報告のプレゼンテーションをおこなっていただきます。
認可事業	庁舎関係部署による審査会を開催し、交付の適否及び補助金の額について審査し、決定します。
～各事業共通～	審査会で事業毎に採点した結果、採択基準を満たしていた場合でも、審査会での採点順位により全額または一部不採択となる場合がございます。 また、申請事業内容等によっては審査会に諮る前に事務局による事前審査により、申請不受理となる場合もございます。

○ 審査における採点項目（事業評価シート）

区 分	審査・採点項目	
市民特認事業 (50 点満点)	1. 公益性はあるか ※多くの市民に効果を与えられる事業か？	10 点満点
	2. 緊急性・必要性はあるか ※市民にとって、いま必要な事業か？	5 点満点
	3. 計画性・実現性はあるか ※計画的に検討された事業か？実現可能か？	5 点満点
	4. 発展性はあるか ※他の機関や団体を巻き込むような発展性があるか？	5 点満点
	5. 継続性はあるか ※実施以降も自立した活動を継続していける事業か？	5 点満点
	6. 「市民が主役のまちづくり」への貢献度は高いか ※人づくり、地域づくりへの貢献度が高いか？	10 点満点
	7. 総合評価 ※（審査委員にとって）実施したい事業か？	10 点満点
認可事業 (25 点満点)	1. 地域社会への貢献度は高いか	5 点満点
	2. 事業に計画性はあるか	5 点満点
	3. 事業に発展性はあるか	5 点満点
	4. 総合評価	10 点満点

○ 申請資料・プレゼンテーション(市民特認事業)について

- 本補助金は【公益を目的とした自主性のある市民活動の創出や、市民活動団体の自立化に向けた支援を目的とした、市民が主役のまちづくり事業の展開】が目的です。実施しようとする事業が上記と合致しない場合は不採択となります。
- 事業計画書（様式第1号）の“事業内容”は、本補助金申請にとって大変重要な項目です。上記の採点項目を意識しながら分かりやすく記載してください。
- いつ、どこで、だれが、何のために、何をするかを具体的かつ詳細に、分かりやすく記載してください。
- 各事業ともに、審査委員に【①分かりやすく、②魅力を感じてもらえる、③納得してもらえる】よう作成、また市民特認事業については公開審査会においてプレゼンテーションしてください。

○ 費目別補助対象経費の参考例

費 目		対象となる経費
報 償 費		講演会・講習会等講師謝金 等
旅 費		講師等費用弁償、研修旅費 等
需用費	消 耗 品 費	一般事務用品、軍手、苗木・肥料等の一般消耗品費
	燃 料 費	ガソリン代、灯油代、プロパンガス代 等
	食 糧 費	※ 原則、補助対象外とします。
	印刷製本費	事業ポスター印刷代等、研修会資料等印刷代等
	光 熱 水 費	イベント会場仮設水道料 等
役 務 費		郵便料・電話代等通信運搬費、クリーニング代等手数料、看板等制作手数料、スポーツ障害保険料 等
使用料及び借上料		トラック等車両・重機借上料、バス借上料、音響機材借上料、施設・会場借上料 等
原材料費		セメント、砂、生コンクリート、その他建築資材 等
備品購入費		テレビ、冷蔵庫、冷暖房機器等の家電製品は補助対象外とします。その他の備品については、購入費の1/3（地域づくり計画に基づき実施する事業については1/2）までを補助します。 ※ 1万円以下の備品は補助対象外となります。 ※ AED(自動体外式除細動器)は 補助対象となります。各地域の取り組みに併せた活用を鑑み、購入費の3/4を補助します(50万円が上限)。

○ 留意事項

- 以下に該当する団体・事業は申請できません。
  - ・営利団体、および営利事業
  - ・他の補助制度も活用する事業
  - ・平成28年度から通算4回以上、本補助金を活用して実施する同一の事業  
 (※事業内容に発展性・応用性が認められる場合、申請が可能ですので、予め事務局までご相談ください。)
- 採択日以前に実施した事業については、補助対象外となります。
- 採択後においても、虚偽の事実が発覚した場合には採択を取り消す可能性があります。
- 補助対象事業となるか、申請額が正しいかなど、申請内容に関して疑義がある場合には、事前にご相談をお願いいたします。
- 申請内容について確認を行う必要がある場合は、申請書の連絡先にご連絡いたしますので、申請内容についてご対応いただける方の連絡先（日中に応対できる連絡先）の記入をお願いいたします。

令和 年 月 日

対馬市長 様

住所 対馬市  
申請者 氏名 印

令和 年度対馬市「わがまち元気創出」支援事業補助金交付申請書

令和 年度において、対馬市「わがまち元気創出」支援事業について、補助金  
\_\_\_\_\_円を交付されるよう、対馬市補助金等交付規則第4条の規定に  
より、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 見積書等
- 4 事業位置図
- 5 現況写真

連絡先

氏名：  
電話番号： — —



様式第2号（第5条関係）

2 収支予算書

歳入

(単位：円)

費目	金額	摘要
市補助金		
自己資金		
寄付金		
計		

歳出

(単位：円)

費目	金額	摘要
報償費		
旅費		
消耗品費		
燃料費		
食糧費		※ 補助対象外
印刷製本費		
光熱水費		
役務費		
使用料及び借上料		
原材料費		
備品購入費		
計		

申請団体について  
(市民特認事業申請団体専用)

【申請団体の構成について】 ※ 会則等の必要書類を添付してください。

○ 活動目的・内容

○ 構成員

【昨年度までの活動実績】 ※ 活動内容と参加人数等、具体的に記入してください。

【今年度の活動予定】 ※ 申請事業以外の事業内容も含めて記入してください。